

改正著作権法第35条と実際の運用について

見尾光庸

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンライン授業のニーズの高まりに緊急に対応するため、改正著作権法が2020年4月28日に施行されることになりました。これを受けて、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムから、改正著作権法第35条運用指針が発表されました。ここでは、その概略をお示しします。

教育を目的とした著作物の利用ならびにオンラインでの配信に関して、条件が緩和されたことは間違いありませんが、それでも一定の制約はあります。また、今年度は特例的に授業目的公衆送信補償金は無償となっていますが、次年度からは有償となります。

今年度前期はすべての授業がオンライン開講になりましたが、著作権の問題には十分に配慮して実施していただければと思います。

1

「改正著作権法第35条運用指針」(令和2(2020)年度版)

- 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムから、『改正著作権法第35条運用指針』(令和2(2020)年度版)が発表された
- 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムとは
 - 教育利用に関する著作権等管理協議会。著作権法の運用などについて検討する教育関係者、有識者、権利者で構成する組織。教育著作権の管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が事務局を務める
- 「改正著作権法第35条運用指針」発表時の前文より:「法施行後に行われるオンラインによる遠隔授業等では、この運用指針に沿って著作物をご利用いただきますようお願いいたします」
<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>
- この指針は令和2年度版であり、令和3年度以降のものについては本年度中に別に取りまとめる
- 授業目的公衆送信補償金は、本年度は無償だが次年度以降は有償となる

2

改正著作権法第35条のポイント

- 「学校その他の教育機関」で「教育を担任する者」と「**授業を受ける者**」に対して、「**授業の過程**」で著作物を**必要と認められる限度内**で、無許諾・無償で複製すること、無許諾・**無償又は補償金**で公衆送信(「授業目的公衆送信」)すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めている。
- ただし、**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は**、この限りではない。
- 公衆送信を行う場合には、その教育機関を設置する者は、相当額の補償金を著作権者(著作権管理団体)に支払うこと。⇒令和2年度は無償、3年度以降有償
- 授業目的公衆送信補償金制度は著作隣接権に対しても準用
- 「引用」などの権利制限規定が適用される場合は、無許諾で利用可
- デジタル方式による私的録音録画、教科書・デジタル教科書・営利目的の拡大教科書への掲載、営利目的の試験への複製・公衆送信、視聴覚教育センター等におけるビデオの貸出し等は補償金が必要

3

著作権法における用語の定義①

複製:手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法で、既存の著作物の一部又は全部を有形的に複製すること。

該当例:文学作品の板書/ノートへの文学作品の書き込み/絵画の模写/彫刻の模造/印刷された著作物のコピーまたはスキャンして記録メディアに保存/キーボード等で著作物を入力したファイルの保存/パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存/著作物ファイルのサーバーへのデータ蓄積・バックアップ/テレビ番組の録画

公衆送信:放送、有線放送、インターネット送信等で不特定または特定多数の者(公衆)に送信すること。授業における教員等と履修者等間の送信は、公衆送信に該当すると考えられる。ただし、校内放送のように学校の同一の構内に設置された放送設備やサーバー(構外からアクセスできないこと)を用いた校内での送信行為は公衆送信に該当しない。

該当例:学外設置サーバーに保存された著作物の履修者の求めに応じた送信/多数の履修者等(公衆)への著作物のメール送信/学校のホームページへの著作物の掲載/テレビ放送/ラジオ放送

4

著作権法における用語の定義②

授業：学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動。履修者による予習・復習は授業の過程とする。送信された著作物の履修者等による複製、授業用資料作成のための準備段階や授業後の事後検討における教員等による複製、自らの記録として保存しておくための教員等または履修者等による複製は授業の過程での行為とする。

該当例(大学関連のみ)：講義、実習、演習、ゼミ等／教員の免許状更新講習／通信教育での面接授業・通信授業・メディア授業等／学校その他の教育機関が主催する公開講座／履修証明プログラム／社会教育施設が主催する講座、講演会等

該当しない例(大学関連のみ)：入学志願者に対する学校説明会・オープンキャンパスでの模擬授業等／教職員会議／大学でのFD・SDとして実施セミナーや情報提供／高等教育での課外活動(サークル活動等)／自主的なボランティア活動(単位認定されないもの)／保護者会等

5

著作権法における用語の定義③

必要と認められる限度：授業に必要な部分、部数に限定される

該当例：クラス単位や授業単位(当該授業の受講者数)までの利用／履修者等へ配付するのと同じ複製物を授業参観や研究授業の参加者に配付する場合

著作権者の利益を不当に害することとなる場合

改正著作権法35条の範囲内で授業の過程で他人の著作物を無許諾・無償又は無許諾・有償(補償金)により利用する場合、

著作権者の権利を不当に害しないようにすること

⇒教育機関での複製や公衆送信の結果、市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意する

もし、授業の過程における著作物の利用が著作権者の利益を不当に害する場合は、無許諾・無償又は無許諾・有償(補償金)で利用できる範囲を超えているものとして**著作権者の許諾を得ることが求められる。**

6

複製部数・公衆送信の受信者の数について

- 複製部数・公衆送信の受信者の数は、授業担当教員等と履修者等の数を超えないことが原則
- 著作権者の利益を不当に害することは認められないので

複製可能な量と種類

著作物の小部分利用が原則。ただし、小部分利用が著作人格権(同一性保持権)の侵害にあたる場合は全部の利用が認められる場合もある(今後更に具体的に示される予定)

全部の例)俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物／新聞記事や学協会誌掲載論文等の言語の著作物／単体で著作物を構成する写真、絵画等、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物／ただし絵画のうち絵本は1冊で1著作物とされるため小部分利用が原則

7

著作権を不当に害する可能性が高い例

- 入学式等で学年・学部全体や履修者以外も含む全員に配付すること
- 授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数を複製すること
- 授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用した結果、その授業での利用量が小部分ではなくなる
- 授業で利用することを想定して出版された教科書や問題集などから引用の範囲を超えて複製したり公衆送信をすること
- 絵画や写真、楽譜などを、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や形で履修者に提供すること。また、これらの著作物を一つの出版物から多数を取り出して利用すること
- 製本して配布すること
- 組織的に素材としての著作物をサーバーへ保存(データベース化)すること

8